

367

近衛首相演述集

その二

SP. 219

1

REEL No. A-0007

0007

アジア歴史資料センター

はしがき

曩に「近衛首相演述集」に輯録した以後、辭表捧呈に至る間、近衛首相が公けの場合に申述べ、又は發表した主なるものを蒐めたのでありますが、第七十四議會に無任所大臣としての答辯をも、便宜採録致しました。議會の質疑應答中、質問を要旨にとどめたのは、前と同様、近衛公の申したことを記録して置かうと云ふ本冊子編纂の趣旨からであります。

昭和十四年二月十一日

厚地盛茂

目次

第一 聲明、告諭、訓令、訓示

南京陥落に際しての聲明……………一

國民政府を對手とせず……………四

東亞新秩序建設の聲明……………五

日支國交調整方針に關する聲明……………七

國民精神總動員につきて内閣告諭……………九

同上 訓令……………一〇

憲法發布五十年祝典當日の内閣告諭……………二

同上 訓令……………三

支那事變一周年に際しての内閣告諭……………三

事變第二段階に處するの途……………四

物心兩面に於ける總動員態勢……………六

國家總動員會議に於ける訓示……………九

辭表捧呈につきて……………二〇

第二 演説、放送、談話、その他

- 財界の自主的統制を期待す……………三
- 滿洲國治外法權撤廢及鐵道附屬地行政權移讓條約調印に際して……………三
- 伊國の日獨防共協定參加を欣ぶ……………三
- 事變下の新年を迎へて……………三
- 厚生省の開設に際して……………三
- 事變の新段階に處する政府の所信……………三
- 紀元節に當り忠誠の誓に新にせん……………三
- 斷乎所信を遂行……………三
- 事變一周年に際し全國民に訴ふ……………三
- 軍人援護の勅語並御下賜金を畏みて……………三
- 眞の戦は今始まつた……………三
- 事變三年を迎へて……………三

第三 挨拶、祝辭、その他

- 國民精神總動員中央聯盟結成式に於ける祝辭……………五
- 内閣參議初會合席上の挨拶……………五
- 東京帝室博物館復興與造營竣工式に於ける祝辭……………五
- 張滿洲國總理大臣の招宴席上の謝辭……………五
- 日獨伊防共協定成立祝賀宴の挨拶……………五
- 教育審議會初總會に於ける挨拶……………五
- 憲法發布五十年祝賀式典の祝詞……………五
- 朝香宮、松井、柳川兩將軍凱旋歡迎宴の挨拶……………五
- ムツソリーニ伊太利國首相に對する答禮挨拶書……………五
- 伊太利使節團歡迎宴の挨拶……………五
- 紀元二千六百年奉祝會總裁奉戴式に於ける祝辭……………五
- 科學審議會第一回會議に於ける挨拶……………五
- 中華民國臨時政府行政委員會委員長王克敏氏一行歡迎宴の挨拶……………五
- 孝明天皇奉祀奉贊會發會式の式辭……………五
- 北支那開發株式會社及中支那振興株式會社設立委員第一回總會に於ける挨拶……………五
- 帝國學士院賞授與式の祝辭……………五
- 議會制度審議會第一回總會の挨拶……………五
- 企劃審議會初會議の挨拶……………五
- 大日本回教協會發會式に於ける祝辭……………五

附録 第七十四回帝國議會

衆議院本會議に於ける安藤正純氏の質問要旨と近衛無任所大臣の答辯……………三三四

帝都治安維持に關する緊急質問……………三三三

電力管理法及關係三法案……………三三〇

貴族院特別委員會に於ける質疑應答……………三二九

衆議院特別委員會に於ける質疑應答……………三二五

北支那開發、中支那振興株式會社法案……………三二四

貴族院特別委員會に於ける質疑應答……………三二〇

貴族院本會議に於ける近衛國務大臣の提案理由説明……………三一九

衆議院特別委員會に於ける質疑應答……………三一九

國家總動員法案……………三一九

貴族院……………三一九

衆議院……………三一九

豫算委員會に於ける質疑應答……………三一九

貴族院本會議……………三一九

第四 第七十三回帝國議會

國務大臣の演説に對する質疑應答……………一〇四

施政方針に關する演説……………一〇一

衆議院本會議……………一〇一

防共協定記念大會に於ける祝辭……………九九

日獨伊防共協定一周年祝賀會の祝辭……………九八

獨逸大使館の防共協定祝賀會に於ける答辭……………九七

日滿支經濟懇談會幹部招待會席上の挨拶……………九六

中華民國維新政府行政院長梁鴻志氏歡迎宴の挨拶……………九五

國民精神作興に關する詔書換發十五周年記念式に於ける祝辭……………九四

國民精神作興大會の祝辭……………九三

蒙疆三自治政府及蒙古軍最高首腦者歡迎宴の挨拶……………九二

大日本防空協會設立懇談會の挨拶……………九一

日本學術協會第十四回大會の祝辭……………九〇

東亞研究所開所式に於ける挨拶……………八九

大日本聯合青年團第十四回大會の訓辭……………八八

第一 聲明、告諭、訓令、訓示

南京陥落に際しての聲明

(昭和十二年十二月十四日
内閣總理大臣談)

さしもの南京が斯くの如く早く陥落したことは、寧ろ意外な程で、是偏に陛下の御稜威の然らしむる所であるが、又我陸海軍の忠勇の致すところ國民舉げて感謝する次第である。殊に戦傷死者に對しては捧ぐべき言葉を知らない。本事變の當初に於て、日本は出来るだけ不擴大解決の方針を執つたので戦略的にはそれだけ日本に不利であつた。それにも拘らず、僅か數箇月にして北は黄河以北の大地域を席捲し南は江南一帯の要塞地帯を撃破した皇軍の實力に就ては、事實が雄辯に語つて剩す處はないと思ふ。獨り日本軍隊のみならず、總じて今日の日本の實力に對する測量違ひが、南京政府の致命的錯覺であつた。自分は支那が此の點に關する從來の誤謬を訂正し、此の上無用なる抵抗を止むべきであると思ふ。諸外國も亦東亞の安定力たる日本の地位を正しく認識するに相違ない。但し支那の軍隊も慥かに強くなつた。あれだけの軍隊を本來の爲に使はず、見當外れの方に使用したのは呉々も残念であつて、これは全く支那指導者の責任といはねばならぬ。いはゆる本正しうして未成るで、國民政府が排日を前提として支那の民族主義を動員したことが、千仞の功を一篲に缺くの結果を招いたのである。

思ふに今や世界は一個の變革期にある。この世界の時運を正解するものならば親日的基礎の上に於てのみ支那の國家組織は成功するものであり、又斯かる新支那の出現によつて、歐米諸國の東洋に於ける利益は初めて安全であることを疑はないであらう。支那事變は東亞に於ける一個の悲劇であるが、此の種の悲劇を繰り返さぬ爲には、此の際日本は根本的の手術を回避してはならぬ。南京陥落は、この意味からいへば全般的な支那問題の序幕であつて、眞の持久戦はこれから始まると覺悟せねばならぬ。此際内治外交百般に互り國民諸君に一層の御奮闘を御願ひしたい。

われわれは今日まで一貫して支那が此の點に猛反省を加へ翻然として日支提携の大道に還らんことを求めた。松井最高指揮官の最後の投降勸告もこの已むを得ざる苦衷に出たのである。これに對し一顧も興へなかつたので總攻撃を取行する外なかつたのである。南京陥落の報に接して、われわれは當然の勝利に喜ぶ前に、同文同種五億民衆の立場に立つて彼等の救ふべからざる迷妄を悲しまざるを得ない。頻りに南京死守を豪語した蔣介石は逸早く脱出し、今猶長期抵抗を呼號してゐるが、近代戦争は軍事のみならず産業其他の全般に互る國家總動員の體制の上に行はれる。所謂ゲリラ戦術の効果を期待するなどといふのは例によつて共產黨の術中に陥るばかりである。

國民政府は外交的にも、實力行動に於ても、排日の極限を盡した。しかも其結果に對しては責任をとらず、首都を棄て、政府を分散し今や一箇の地方軍閥に轉落しつゝある今日、猶毫末も反省の色なきこと明白なるに到りては、われわれも改めて考へ直す外はない。蓋し日本は抗日政權と軍隊とに對しては他まで膺懲の手を緩めぬが、支那一般民衆の生活に對しては關心なきを得ない。凡そ人民のあるところ政府無き能はず、その政府たるや實體あるものでなければならぬ。然るに北京、天津、南京、上海の四大都市を放棄した國民政府なるものは實體なき影に等しい。

然らば國民政府崩壊の後をうけて方向の正しい新政權の發生する場合は、日本はこれと共に共存共榮具體的の方策を講ずる外なくなるであらう。今次事變に於て不慮の戰禍が友好的なる第三國人の生命財産に及んだことは同情に堪へない。

國民政府を對手とせず

(昭和十三年一月十六日)
帝國政府聲明

帝國政府は南京攻略後尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及べり、然るに國民政府は帝國の眞意を解せず漫りに抗戰を策し内民人塗炭の苦みを察せず外東亞全局の和平を顧みる所なし仍て帝國政府は爾後國民政府を對手とせず帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し是と兩國國交を調整して更生新支那の建設に協力せんとす、元より帝國が支那の領土及主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし、今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し、政府は國民が此の重大なる任務遂行のため一層の發奮を冀望して止まず。

東亞新秩序建設の聲明

(昭和十三年十一月三日)

今や 陛下の御稜威に依り帝國陸海軍は、克く廣東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を戡定したり。國民政府は既に地方の一政權に過ぎず。然れども、尙ほ同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これが潰滅を見るまで、帝國は斷じて矛を收むることなし。帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り。今次征戰究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。帝國が支那に望む所は、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り。帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し、以て帝國の協力に應へむことを期待す。固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず。帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すべきを信じて疑はず。就中、盟國諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

六
惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我が帝國の精神に淵源し、これを完成するは、現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず。
茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。

日支國交調整方針に關する聲明

(昭和十三年十二月二十二日
內閣總理大臣談)

政府は本年再度の聲明に於て明かにしたる如く、終始一貫、抗日國民政府の徹底的武力掃蕩を期すると共に、支那に於ける同憂具眼の士と相携へて東亞新秩序の建設に向つて邁進せんとするものである。今や支那各地に於ては更生の勢澎湃として起り、建設の氣運愈々高まれるを感得せしむるものがある。是に於て政府は、更生新支那との關係を調整すべき根本方針を中外に闡明し、以て帝國の眞意徹底を期するものである。

日滿支三國は東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、相互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げんとするものである。之が爲には支那は先づ何よりも舊來の偏狹なる觀念を清算して抗日の愚と滿洲國に對する拘泥の情とを一擲することが必要である。即ち日本は支那が進んで滿洲國と完全なる國交を修めんことを率直に要望するものである。

次に東亞の天地にはコミンテルン勢力の存在を許すべからざるが故に、日本は日獨伊防共協定の精神に則り、日支防共協定の締結を以て日支國交調整上喫緊の要件とするものである。而して支那に現存する實情に鑑み、この防共の目的に對する十分なる保障を擧ぐる爲には、同協定繼續期間中、特定地點に日本軍の防共駐屯を認むること及び内蒙地方を特殊防共地域とすべきことを要求するものである。

日支經濟關係に就いては、日本は何等支那に於て經濟的獨占を行はんとするものに非ず、又新しき東

亞を理解しこれに即應して行動せんとする善意の第三國の利益を制限するが如きことを支那に求むるものにも非ず、唯飽く迄日支の提携と合作とをして實效あらしめんことを期するものである。即ち日支平等の原則に立つて、支那は帝國臣民に支那内地に於ける居住營業の自由を容認して日支兩國國民の經濟的利益を促進し、且つ日支間の歴史的經濟的關係に鑑み、特に北支及内蒙地域に於てはその資源の開發利用上、日本に對し積極的に便宜を與ふることを要求するものである。

日本の支那に求むるものゝ大綱は以上の如きものである。日本が敢て大軍を動かせる真意に徹するならば、日本の支那に求むるものが區々たる領土に非ず、又戰費の賠償に非ざること自ら明かである。日本は實に支那が新秩序建設の分擔者としての職能を實行するに必要な最小限度の保障を要求せんとするものである。日本は支那の主權を尊重するは固より、進んで支那の獨立完成の爲に必要とする治外法權を撤廢し且つ租界の返還に對して積極的な考慮を拂ふに吝ならざるものである。

國民精神總動員について内閣告諭

(昭和十二年九月九日)

第七十二回帝國議會開院式に當り優渥なる

勅語を賜ひ帝國の嚮ふ所を明にし國民の進むべき道を示させ給へり 聖慮宏遠にして眞に恐懼感激に堪へざるなり

惟ふに帝國は東亞の安定を望み常に日支兩國の相提携して以て世界平和の基を樹てんと欲す、是れ比隣其の幸を一にし列國其の福を同じくするの道にして帝國一貫の國是なり、然るに支那は常に隣交の誼を忘れ信義を失し永年排日抗日を以て國策とし帝國の權益を侵して暴狀を極め遂に今次の事變を生ずるに至れり

今や出征の將兵外に膺懲の歩武を進め銃後の國民内に奉公の至誠を致す、然りと雖今次の事變は其の由つて來る所遠く事態の推移また遽に豫斷を許さざるものあり、此の秋に當り國民齊しく時局の重大性に鑑み益々堅忍不拔の志操を堅持して今後に來るべき如何なる艱難にも堪へ所期の目的を貫徹する爲敢然邁進するの決意あるを要す

凡そ難局を打開し國運の隆昌を圖るの道は我が尊嚴なる國體に基き盡忠報國の精神を益々振起して之を國民日常の業務生活の間に實踐するにあり、今般國民精神の總動員を實施する所以も亦ここに存す 古來我が國民は艱難に遭遇するや必ず之を克服し以て國家興隆の成果を收めざるなし、時局に際し國民

九

深く如上の趣旨を體し忠誠公に奉じ、和協心をにし、日本精神を昂揚して舉國一致の實を擧ぐると共に之を實踐に現して愈々國力の伸張を圖り以て 皇運を扶翼し奉る所あるは本大臣の深く全國民に期待する所なり

同上 訓令

(昭和十二年九月九日)

第七十二回帝國議會開院式に當り優渥なる勅語を賜ひ帝國の嚮ふ所を明にし國民の進むべき道を示させ給へり 聖慮宏遠洵に恐懼感激に禁へず惟ふに今次の事變は其の由つて來る所遠く事態の推移亦速に豫斷を許さざるものあり 此の秋に當り職を官に奉ずる者は齊しく時局の重大性に鑑み、堅忍不拔の志操を堅持して今後に来るべき如何なる艱難にも堪へ、和協一心奉公の至誠を致し、以て所期の目的貫徹の爲に邁進するの決意あらんことを要す 凡そ難局を打開し、帝國の興隆を圖るの道は、我が尊嚴なる國體に基き盡忠報國の精神を振起して之を日常の業務生活の間に具現せしむるに在り、今般國民精神の總動員を實施する所以亦此に存す 宜しく思を現下の時局に致し日本精神を昂揚して率先之を實踐に具現し愈々國力の増進を圖り、以て皇運を扶翼し奉らんことを期すべし

憲法發布五十年祝典當日の内閣告諭

(昭和十三年二月十一日)

本日憲法發布五十年に際し 聖恩宏大特に恩赦の惠澤を施し給ひ更に祝賀式典を行ふに當り畏くも御名代秩父宮殿下の台臨を辱うし特に優渥なる勅語を賜ふ 聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へず 恭しく惟ふに 明治天皇憲法を欽定し給ひ以て肇國の本義を明徴にし臣民翼贊の道を廣め給ふ是を以て國家の丕基益々鞏く萬民悉く奉公の道を得たり爾來星霜茲に五十年國運は振暢し國威は宣揚せらる謹みて聖徳鴻業を仰ぎ奉る 今や肇國の理想を顯揚するの實力内に充溢し東亞永遠の平和を確立するの局面外に展開す 凡そ立憲治下の國民たるもの宜しく立憲の本義に稽へ憲章奉遵の途を徇らず常に世局の進展を察して奉公の方途を圖るべし現下希有の時局に際會し國民悉く其の分に於て忠誠を效し和協一心克く國體の精華を發揮して皇運を扶翼し奉るは蓋し 聖慮に應へ奉る所以にして是れ本大臣の深く全國民に期待する所なり

同上 訓令

(昭和十三年二月十一日)

本日憲法發布五十年に際し、聖恩宏大特に恩赦の惠澤を施し給ひ更に祝賀式典を舉行するに當り畏くも御名代秩父宮殿下の台臨を辱うし特に優渥なる勅語を賜ひ臣民輔翼の道を諭し給ふ。聖慮宏遠洵に恐懼感激に堪へざるなり乃ち内閣告諭を發し全國民悉く其の分に於て忠誠を效し以て皇運を扶翼し奉るべきを期待せり。凡そ職を官に奉ずる者は施政奉行の重責に顧み常に時勢の進運を察し須らく大憲の條章を奉遵して徂らず其の職司に恪循して苟も私ある無く和協一心至忠至誠以て報效の誠を效し肇國の理想を中外に發揚して立憲の鴻猷に應へ奉らんことを期すべし宜しく勅語の聖旨を奉じ自ら恪勤精勵して時務の重きに任ずむことを望む。

支那事變一周年に際しての内閣告諭

(昭和十三年七月七日)

本日支那事變勃發一周年に當り、聖慮宏遠圖らずも優渥なる勅語を拜す洵に恐懼感激の至に堪へざるなり。恭しく惟ふに抗日容共政権の潰滅を圖りて日支の提攜を堅くするは即ち東亞の安定を確保し延いて世界の平和に寄與する所以の道なり。事變の前途は尙遠ざかり此の時に當り朝野一體堅忍持久の態勢を整へ凡百の施策は國家の總力を擧げて事變の目的を達成するに集中し盡忠報國の一念以て萬難を排し、聖慮に應へ奉らむことを期せざるべからず是れ本大臣の切に全國民に望む所なり。

事變第二段階に處するの途

(昭和十三年一月二十日
地方長官會議訓示)

一四

今回急選諸君の御會同を煩はしましたのは、今次事變に處して、我帝國政府が邁進すべき第二段の途を明にし、全國民が此の目的に向つて一致協力、東亞永遠の和平と、國運の躍進に獻身すべき覺悟を更に新にするため、諸君のより大なる努力を求めんとするにありするのであります。

事變發生以來帝國は過去半歳に亘り膺懲の師を進むる一方、南京占領後も尙ほ國民政府に對しその反省に最後の機會を與へ彼が從來の態度を一擲することを期待して今日に及んだのであります。然るに國民政府は毫も我が眞意を解せず、又獨逸國の好意ある斡旋等にも耳を藉さず最近益々聯蘇容共の態度を露骨にし、更に列國の援助に期待して、支那民衆を塗炭の苦しみにも陥れ、國家を焦土の犠牲に曝し乍ら敢て長期抗戰の自棄的態度に出でつゝあるの現狀にありませぬ。仍て帝國はかゝる蔣政權並に其の軍隊に對しては、引續き攻撃を加へますと共に今後は此の暴戾なる國民政府を對手とすることなく、眞に帝國の立場を認識して十分之と手を握つて行ける新興支那政權の成立を期待し、之を育成發展せしめ之と提携して兩國國交を調整し、更生新支那の建設に協力せんとするの態度を確立して之を中外に明示したのであります。然し乍ら之が爲帝國の列國に對する態度は從來と異なる所なく、我が公正なる態度を認識せず徒らに抗日勢力を煽動支援し、東亞の危局を増大せんとするものに對しては飽く迄も其の蒙を啓き其の認識を是正すると共に、我が聖業に協力せんとするものとは進んで提携し、以て東亞永遠の平和建設に邁進せんとするものであります。

SP. 219

21

379

願るに事變發生以來、皇軍將兵の忠勇は寔に感激に堪へません、又日毎に募る銃後國民の赤誠に對しても感謝の言葉を知らぬのであります。此の間に於ける各位の御心勞も一方ならぬものと存じます。然れ共事態上述の如くに立ち至りましたる今日、全國民は更に非常の覺悟を以て、今後如何なる難關、如何なる事態に直面しようとも、之を克服し以て大國民たるの氣魄を示し國家の總力を動員して其の實績を收むる様努めねばなりません。即ち國民皆戰場にあるの心構へを以て、此の國家の大事に其の本分を盡し、帝國の重大使命遂行の爲に舉國一致の戮力を要するのであります。殊に前線にある將士をして、銃後の憂無からしむる事こそ、時局に處して各位の最も力を致さるべき所、内治の喫緊事これより大なるは無いのであります。

又今後の持久戰に備へまする爲には、特に財政經濟の方面に於きましても國民の一層熱烈な協力を必要とするのであります。就中國民の消費節約は軍需關係品の輸入を出來得る限り支障なく行ひまする爲にも、又物資の需給を調整し適正なる物價を保持致しまする上に於きましても、戰時經濟運用の要件であるのであります。依て諸君は之が實踐の徹底に付一段の努力を致さるる様切望する次第であります。今や帝國が東洋の安定勢力たるの使命愈々重きを加へつゝあるのであります。各位に於かれましては克く如上の旨を體し此の趣旨を徹底して時局對處の方途を誤らず、所期の目的達成に萬遺漏無きを期せらるゝと共に危局に處する地方長官としての奉公の重任を果されんことを望むものであります。

SP. 219

22

物心両面に於ける總動員態勢

(昭和十三年五月二日
地方長官會議訓示)

一六

事變發生以來邦家のため寧日なく努力された諸君の御勞苦に對し先づ以て謝意を表します。御承知の如く事變は、蔣介石政權の反省を促すといふ段階からこれを對手とせざる段階に入りまして既に數ヶ月を経過しましたが、蔣介石政權を徹底的に膺懲してこれが潰滅を見るまでは斷じて退轉せず、これと同時に北支並びに中南支に成立した防共、親日新政權の育成發達には國を擧げて全力を集中するといふ大方針を以て一路邁進しつゝあるのであります。此の方針は微動だもするものではないのであります。かく觀じ来りますれば、寔に稀有の重大時局と申さねばなりません。勿論長期戦は蔣介石の豫て主張せる所であり、窮境に苦悶する蔣政權の盛んに喧傳しつゝある所でありますが、抗日反日のために手段を選ばぬ蔣政權の潰滅を圖り東亞の禍根を根絶せんがためには、幾年を費さうとも帝國既定の方針には何等變りはないのであります。諸君はこの帝國不動の大方針に鑑みこれが遂行のために今後一段と盡力せられたいのであります。

去る第七十三回帝國議會は、事變下舉國一致の國民の意思が反映致しまして、政府提出の重要法案たる國家總動員法、電力國家管理法等を初め八十六の法律案全部が通過し、又八十億に上る多額の豫算も無事に成立致しました。これ等の法律及び豫算に就きましては、慎重な態度を以てその有効適切なる運用を期せねばならぬのであります。殊に時局の前途は遠望なる今日、銃後の援護は愈々重要でありま

SP. 219

23

380

す。この事態に即應するため政府に於ては諸種の緊要なる對策を樹立すると共に、傷痍軍人保護のために今回厚生省に傷兵保護院を設立する等銃後援護對策の實施に遺憾無きを期しつゝある次第であります。更に事變の推移に應じ帝國所期の目的達成のためには、物心両面に於ける總動員態勢の完成が緊要であります。これがため或ひは物資需給の調節に、或ひは生産力の擴充に、あらゆる手段を盡さねばならぬのであります。特に消費の節約、貯蓄の増加に就いては普く全國民の堅き決意の下に其の實現を期せねばなりません。全體的調和の前には個人の慾望は抑制せねばならぬのであります。此の如きは時局の深き認識の上に立つ全國民の自發的協力に俟つ所少くないのであります。全國民のこれが實踐躬行こそ銃後に於ける御奉公の道であり、所謂日本精神を日常生活に活かす所以であると思ふのであります。各位の格別なる配意を望む次第であります。私は事變發生以來戰場に銃後に涙ぐましく日本精神の發露を見、躍進日本の呼吸を感得して密かに心強く思つて居るものであります。かの根強い抗日容共の思想と政策とを打ち滅さんがためには、この國民精神の基礎の上にあらゆる活動が行はねばなりません。我が國過去の歴史はこの信念と感情との上に營まれたものであります。現在に於ける日支の抗争も、將來に於ける我が國の世界的貢獻も皆これが繼續發展に外ならないと考へます。私はこの世界に誇るべき正義日本の眞意と、躍進日本の眞姿とをはつきりと世界の隅々まで知らせたいのであります。それはあらゆる機會に國民の誰でもが爲し得るものであり、爲さねばならぬ所であると信するのであります。

SP. 219

24

一七

本年は恰も憲法發布五十年に當り又自治制發布五十周年を迎へたのであります。その祝賀式典に際しては夫々特に優渥なる 勅語を賜はり、寔に感激に堪へぬ次第であります。殊にその 勅語の中に於て前には「至公無私」と仰せられ、後には「私ヲ去リ公ニ奉シ」と宣ひ、臣民奉公の道を重ねて御諭しなつた事に就いて、私は深く恐懼するものであります。私はこの 聖旨を奉體し全國民が悉くその職分に於て忠誠を盡さるゝやう期待して已まぬ者であります。今後に対處する諸方策に關しては、各大臣より夫々所管事項に付き詳細指示せらるゝことと思ひますが、各位に於かれては 聖旨を奉體し、指示に従ひ、諸方策の遂行に萬遺漏無きを期せられんことを望む次第であります。

一八

25

SP. 219

國家總動員會議に於ける訓示

(昭和十三年五月十六日)

茲に各位の御參集を煩はし國家總動員會議を開催するに當りまして所懐を陳べますことは私の欣快とする所であります。

支那事變が長期戦の形態を執るに至りました現狀に於きましては、物心兩面に亘り、帝國の全力を總動員して抗日政權の覆滅を圖り、以て速に東洋平和の根基を確立致さねばならないのであります。而して之が爲には陸海軍の作戦に呼應して、國家總動員態勢の確立を圖ることが實に喫緊の要務に屬するのであります。既に第七十三回帝國議會の協賛を経ましたる國家總動員法は五月五日を以て施行せられ、國家總動員態勢の確立を圖るべき法的基礎を得ましたことは、現下の時局に鑑み、洵に其の意義の重大なるを感ずる次第であります。依て此の際、國家總動員法關係勅令の整備を圖り、時局の急に應ずべき國家總動員計畫を完成せしめ、國家總動員機構の整備充實を期すると共に、官民一致の協力を依り、重要物資の需給を調整し、進んでは之が供給源を擴充する等、廣汎多岐に亘る國家總動員の準備及實施に努めねばならないのであります。此の點に付きましては、特に強固なる決意を以て善處せねばならぬと考へる次第であります。

時局益々重大を加へつゝあるの秋、國家總動員會議を開催し、重要諸問題の審議を致しますことは、其の意義極めて深きものと考へます。希くば十分に審議を盡され、以て本會議の目的達成に努められんことを望みます。

一九

26

SP. 219